

資料3

下野市配偶者等からの暴力対策基本計画

(平成25年度～平成29年度)

進捗状況報告書

平成26年3月31日現在

平成26年7月
下野市

基本目標 I DV防止の意識づくり

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	課題、今後の対応
DV防止に向けた対策の充実	(1) 家庭、地域、職場、学校における啓発	広報紙やホームページ、チラシなどを活用した啓発を行います。	総合政策課 (全課)	・ホームページでDVの形態などの周知啓発を行っているほか、下野市DVホットラインをはじめとした各機関の相談窓口の周知をしている。また、広報紙で毎月DVホットライン周知のためのコラムを掲載した。	・より多くの市民に周知するために、デジタルサイネージやメール配信等を活用した周知・啓発を行う必要がある。 ・今後は、様々な機会や場を活用しながらDV防止啓発事業を行う。
		DV防止に関する啓発リーフレットの作成、関係機関への配布をします。		・DVを特集した市の男女共同参画情報紙第9号を活用して、産業祭や映画会等で配布し、周知啓発を行った。	・啓発リーフレットを作成し、公共施設に設置するとともに、医療機関などと連携して、待合室などに設置するなど啓発機会の拡充を図る。
地域に密着した組織、団体への啓発活動を行います。	・基本計画を周知し被害者の発見、通報に繋げるため、民生委員児童委員協議会定例会(国分寺地区、南河内地区、石橋地区)において、計画の概要を説明するとともに相談窓口の紹介等の協力を呼びかけた。 3回108人	・被害者の発見・通報や相談窓口の案内などの協力・連携を図るため、地域に密着した組織、団体への啓発活動を継続的に行う。			
成人式会場において新成人を対象に啓発パンフレットを配布するなど若者のデートDV防止に向けた啓発を行います。	・成人式の会場において新成人を対象にパンフレットを配布して、若者に対するDV内容・相談窓口の周知を行った。	・今後作成するパンフレットの内容を工夫しながら啓発する。			
	(2) 人権教育・人権啓発の推進	「人権教育・啓発推進行動計画」と連動して効果的な啓発等を実施します。	生活安全課 学校教育課 生涯学習課	<p>・12月の人権週間にあわせ、人権啓発のリーフレットを各戸配布しており、その中で夫やパートナーからの暴力等についての相談窓口である「女性の人権ホットライン」を紹介、周知した。また市HPIにおいても、人権全般・子どもの相談電話とともに「女性の人権ホットライン」を案内した。</p> <p>・共同訪問(小学校2校・中学校1校)において人権教育全体計画を閲覧し、市人権教育全体研修会を実施した。 日時:平成25年7月16日 内容:「人権教育の授業研究」「各校における人権教育推進」 参加者:23名</p> <p>・市民人権講座(全4回)の中で、第3回、第4回では「子どもに対する暴力」について開催した。 (第3回) 日時:平成26年1月17日(金) 内容:「子どもに対する暴力防止予防のために」 講師:田沢茂之 氏(NPO法人子どもすこやかサポートネット代表理事) 会場:生涯学習情報センター 参加者:29名</p> <p>(第4回) 日時:平成26年2月6日(木) 内容:「CAPおとなワークショップ～周りの大人にできることを考える～」 講師:子どもの人権CAPなす(土屋さん、山崎さん、橋本さん) 会場:生涯学習情報センター 参加者:20名</p>	<p>・DV、セクハラ、ストーカー被害等様々な女性の人権問題についての周知・啓発に努めていく。</p> <p>・人権教育に係る指導事例が少ないため、情報交換や教材研究等が必要である。</p> <p>・人権教育は広範囲に渡るため、DV防止のみの内容ではないが、社会状況や時事問題等を考慮しながら、テーマや講師の選定に努める。</p>

基本目標Ⅱ DV被害者の支援体制づくり

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	課題、今後の対応
相談体制の充実	(1) 相談窓口の周知	広報紙、市ホームページ、メール配信、データ放送、デジタルサイネージ等の媒体を活用して相談窓口を広く周知します。	こども福祉課	・広報紙、市ホームページで、相談窓口を周知した。またDVカードを関係施設(保健福祉センター、公民館、図書館等)に配置し、周知に努めた。	・今後も様々な媒体を活用し、相談窓口の周知に努める。
	(2) 窓口対応の向上	相談員及び担当職員は、各種研修へ積極的に参加して、相談技術の向上や専門知識の習得を図ります。	こども福祉課	婦人相談員と保健師を中心に各種研修会等に参加した。 H25.5.23 母子自立支援員等対応力向上事業(事例検討会) H25.6.27 母子自立支援員等研修会 「相談力のパワーアップ術 カウンセリング手法を学ぶ」 H25.7.12 関東甲信越地区婦人保護事業研究協議会 「性暴力被害者への支援」 H25.8.21 第2回婦人保護業務関係職員研修会 「DV被害同伴児童への支援について学ぶ」 H25.9.12 養育費・離婚に関する相談実務についての研修会	今後も、各種研修会に参加して相談技術の向上に努める。
保護体制の充実	(1) 関係機関との連携	とちぎ男女共同参画センター(一時保護所)、警察、民間シェルターと連携し、被害者の状況に関する情報共有を図り、被害者とその子どもの円滑な一時保護につなげます。	こども福祉課 生活安全課 高齢福祉課 市民課	・婦人相談員と保健師を中心にに会議に参加する等により、関係機関の連携強化に努めた。 H25.5.23 配偶者暴力防止対策ネットワーク会議 H25.5.9、9.12 母子自立支援員連絡協議会 ・必要に応じて被害者からの相談に対応できるようにするため、警察と連携を取りながら円滑な一時保護ができるよう体制を取っている。 ・DVは65歳以上になると高齢者虐待防止法の対象となり高齢者虐待として対応する。平成25年度末に市独自の「高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、併せて「高齢者虐待ネットワーク会議」を立ち上げた。平成25年度高齢者虐待通報の中にはDVのケースも含まれていたため、高齢者虐待援助会議や担当者会議の際には、警察やこども福祉課職員と共に対応し検討した。 ・窓口業務の中で、DV被害者の支援措置申出書を受付し、住基にかかわる希望の発行を制限した。これにより、住基関連情報を閲覧する職員が、対象者に配慮できるようになっている。	・会議、連絡協議会等に参加し、関係機関の連携強化に努める。 ・一時保護をする被害者からの相談に対応する際には状況に応じた安全確保をする必要がある。 ・高齢者の関わるDVIについては高齢者虐待対応マニュアルに沿って支援を行いながら、システム化を図る必要がある。また、「高齢者虐待ネットワーク会議」の運営をどのようにしたら有意義なものになるのか検討していく。 ・今後は、下野警察署に支援措置関係書類を配付するなど関係機関との相互理解の充実を図っていく。
	(2) 一時保護者への支援	とちぎ男女共同参画センター(一時保護所)まで同行するとともに、助言を行い、速やかな一時保護につなげます。	こども福祉課	・状況に応じてとちぎ男女共同参画センターの助言を仰ぎながら、ケースの支援に取り組む警察等と連携して被害者に対する安全確保に努めた。 平成25年度の一時保護件数 0件	一時保護等の緊急対応の際には、各機関との連携を速やかに図り、支援者の安全を第一に考え、支援に取り組む。

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	課題、今後の対応
自立支援の充実	(1)被害者の生活再建に向けた支援	被害者の生活実態を把握したうえで、生活資金や健康保険の取扱い、住所の変更等について、関係課と連携し、迅速・円滑に対応します。	こども福祉課 社会福祉課	・面接により生活実態を把握したうえで、生活再建に向けて生活保護等の支援が必要な場合には、関係各課と連携し迅速かつ柔軟に対応した。また、DV被害女性の同伴児童として障害児がいる場合には、特別児童扶養手当などの手当で受給に関して不利益を被らないよう迅速に対応した。住所の閲覧制限、健康保険等についても連携を取りながら支援に努めた。	・今後も被害者の気持ちに寄り添いながら、被害者のニーズや状況に応じて関係課との連携を図りながら、生活再建に向けた支援に努める。
	(2)就労に向けた支援	自立した生活を目指す被害者に対し、公共職業安定所(ハローワーク)等と連携を取りながら、就業活動に必要な情報の提供や自立に向けた支援を行います。	こども福祉課	・ハローワークのマザーズコーナーを紹介するなど就労に向けた支援を行った。	・今後も情報提供を行うなどして就労支援を行う。
	(3)被害者の子どもへの対応	子どもを伴う被害者に対しては、保健師等の専門職と連携して安全確保、心のケアに努めます。 保育園入所や小中学校就学等に配慮した支援を行います。	こども福祉課 学校教育課	・子どもを伴う被害者の面接には、必ず保健師が同伴し、子どもの属する関係機関と連携を図りながら子どもの安全確保や支援に努めた。 ・保育園入園申込時に詳細な聞き取りを行い、保育所の入園審査において配慮することで、子の安全と保護者の支援に努めた。 ・DV避難による就学については、子どもの転学先や居住地等に関して慎重な取扱いが必要であり、受け入れの際は関係者間で共有するとともに、関連情報を知り得る者の範囲を必要最小限に制限するなどの配慮を行った。	・引き続き、保健師、各関係機関と連携し、子どもへの支援を継続する。 ・保健師や各保育施設と連携して支援を継続していく。 ・こども福祉課と密接に連携して対応していく。

基本目標Ⅲ DV対策の推進体制づくり

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	課題、今後の対応
推進体制の整備	(1)庁内推進体制の整備	全庁的な組織である市男女共同参画推進本部及び庁内幹事会において、庁内ネットワークの充実を図るとともに、施策管理をとおしてDV対策に関する共通認識と取組の強化を行います。	総合政策課 総務課 生活安全課 社会福祉課 こども福祉課 高齢福祉課 健康増進課 農政課 商工観光課 水道課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課	・下野市配偶者等からの暴力対策基本計画については、庁内男女共同参画推進本部及び幹事会において推進するとともに進行管理を行っている。	・庁内組織において、関係課だけでなくより広く職員に啓発する必要がある。
	(2)関係機関との連携体制の整備	人権擁護委員、民生委員・児童委員、医療機関、学校、警察、NPO法人や民間団体など関係機関との連携を取り、DV防止のためのネットワークを構築し、市全体でDV対策を推進します。	総合政策課 (全課) 市民課	・16の関係機関及び市による下野市配偶者等からの暴力(DV)に関する連絡会議を開催し、市の基本計画を周知するとともに、各機関ごとに対応している被害者の発見・相談・通報、一時保護、自立支援についての一連の取組やそれぞれの抱えている課題を共有した。12月19日開催 22名 ・支援措置に関する内容について警察署との連携を検討した(第三者請求の発行ケース等に関する情報提供)。	・被害者支援のための関係機関との連携強化を図る必要がある。今後も、取り組むべき課題について連絡会議において意見をいただく等ネットワークを活用した意見交換、情報交換を行う。 ・警察との連携の範囲やあり方について、継続して検討する必要がある。